

# 調整給付金支給確認書記載例

※記載に不備があると、給付金を支給できない場合がありますのでご注意ください。

## 調整給付金(※)支給確認書

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせいたします。以下の内容を確認して、審査の上、以下のとおり

**支給口座を確認してください。**

※支給口座が空欄の場合は、下記の振込先口座欄へ記入してください。

支給方法	口座
支給日	確認書を受領した日から3週間以内
支給口座	
支給額	10,000 円

### (1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数)) 30,000円	-	令和6年分推計所得税額 22,650円	=	控除不足額(①) (<0の場合は0) 7,350円
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数)) 10,000円	-	令和6年度分住民税所得割額 50,200円	=	控除不足額(②) (<0の場合は0) 0円
調整給付金	所得税 控除不足額(①) 7,350円	+	住民税所得割 控除不足額(②) 0円	=	控除不足額 計(③) 7,350円
調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切り上げ)					1万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市区町村外に転出される方又は転出された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を

**支給対象者氏名・確認日・電話番号を記入してください。**

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄(□)にレを記入してください。【私は給付金を受給しません □】

上記記載内容に異議ありません。 ※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求められ、受給として詐欺罪に関わる場合があります。

氏名	確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号
----	-----	----	---	---	---	---------

### (2) 給付金の振込先口座の変更等

記載された口座を既に解約している場合は、以下の欄に記入してください。  
 上記口座に代えて(又は上記口座ただし、本人名義以外の口座へ振込(通帳等の写しが必要。長期間入出金

上記支給口座とは異なる口座へ振込みを希望する場合や、上記支給口座が空欄の場合は、こちらへ記入してください。  
 ※その際、通帳等の写しを裏面に必ず添付して下さい。

金融機関名		支店		口座名義	
銀行	農協	1.普通	2.当座	※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関番号	店番号	通帳記号	通帳番号(右詰めでお書きください)		
ゆうちょ銀行		※			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。					

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、駒ヶ根市(0265-83-2111)までお問い合わせください。

支給対象者本人と異なる口座へ振込みを希望する場合は、裏面の【代理確認・受給を行う場合】欄に必要事項を記入してください。

## 桃色用紙【裏面】

代理人が確認・受給する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。  
また、【本人確認書類等貼付欄】に本人と代理人の確認書類、振込口座確認書類を必ず添付してください。

### 【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人現住所 電話 ( )
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金の ( 確認・請求 受給 ) を委任します。 ←法定代理の場合は、 確認・請求及び受給 委任方法の選択は不要です。			署名 本人氏名

### 【本人確認書類等貼付欄】

支給対象者本人と異なる口座へ振込みを希望する場合のみ記入してください。  
※代理人氏名・本人との関係・生年月日・住所を記載してください（支給対象者本人の署名必要）。その際、下記に本人確認書類と通帳等の写しを必ず添付してください。

#### 本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、印字帳、介護保険証、  
パスポート等の写し(コピー)のいずれか1つ  
※代理による確認・受給の場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。

代理確認・受給の場合は必ず添付してください。

表面上部に記載されている口座と異なる口座へ振込みを希望する場合や、口座欄が空欄の場合は必ず添付してください。

#### 振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人のフリガナ、通帳、マイッシュカードの写し)

表面上部に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を添付して下さい。  
※ 表面上部に記載の口座への振込を希望される場合は添付不要です

必要事項が記載されているか、必要な書類が添付されているか、再度ご確認をいただき、  
同封の返信用封筒により駒ヶ根市役所税務課へ返信してください。